

## 議案第47号

### 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 2 2 号

### 愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成 1 7 年愛西市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「又は法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」を「又は法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 2 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」に改める。

附則第 9 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「第 3 5 条の 2 第 6 項」を「第 3 5 条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 1 0 項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 2 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第 1 1 項及び第 1 2 項を削り、第 1 3 項を第 1 1 項とし、第 1 4 項

を削り、第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第17項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第18項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。